

## 評議員選出領域（会員区分表記）変更のお知らせ 2021.08.18

本会では細則第2条4にごございますとおり、ご本人の申請によりいずれかの評議員選出領域に属すると規定されております。この区分は過去に何度か改定されておりますが、区分の選定がわかりづらいというご意見があり、このたび下記のとおり改定いたしました。

つきましては、ご自身の会員登録情報ページにアクセスしていただき、変更をお願いいたします。

### 選挙区分表記（評議員選出領域） 2021.08改定

- (1) 医師（医師免許を有するもの。患者を診察しているかどうかは問わない）
  - ・ 病院の勤務医および開業医
  - ・ 教育機関（大学・短期大学・大学院など）に勤務する医師（基礎系・臨床系は問わない。大学院生や非常勤医師も含む）
  - ・ 研究所などに勤務する医師
  - ・ 行政機関（国・都道府県・市の役所や保健所等）に勤務する医師
  - ・ 産業医
  - ・ 企業に所属する医師（学術部門や開発部門など）
- (2) 教育・研究職（歯科医師、獣医師、薬剤師、臨床検査技師などの資格の有無は問わない）
  - ・ 大学・短期大学・大学院などの教育機関に勤務する非医師
  - ・ 研究所などに勤務する非医師
- (3) 医療職
  - ・ 病院に勤務する非医師（病院薬剤師、臨床検査技師など）
  - ・ 行政機関（国・都道府県・市の役所や保健所等）に勤務する非医師
  - ・ 薬局等に勤務する非医師
- (4) 産業系
  - ・ 企業に所属するもの（営業担当者、研究開発部門の研究者など）
  - ・ 「登録衛生検査所」（一般呼称：検査センター）の非医師会員（職種は問わない）

